

第 1 章

計画の概要

1 地域福祉ってなに？

一般に福祉というと、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民のだれもが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、行政などが行う公的なサービス活用（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

国が平成 28 年に示した「骨太方針 2016」においては、「(中略) すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」こととされています。地域づくりの基盤であり、セーフティネットでもある地域福祉の整備は、急務であるといえます。

【自助・共助・公助の役割分担】

それぞれの地域が持つ「自助・共助・公助」の役割を踏まえた上で、自助を基本としながら共助・公助の順で取り組んで行くことが必要。

自 助：自分自身や家族でできることを住民自らで行うこと

共 助：自分自身だけでは解決できない課題を住民相互の助け合いで行うこと

公 助：行政などが行う公的なサービスを活用して行うこと

2 計画策定の背景と趣旨

全国的に、人口減少、少子高齢化が進行し、地域社会や家族のあり方が大きく変化する中で、地域における新たな支え合いを住民等と専門職との連携や協働のもとで推進していくことが求められています。

国は、平成12年に、社会福祉制度を大幅に見直し、「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められました。この法改正は、社会福祉制度の対象を限られた人だけの保護、救済にとどめるのではなく、だれもが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、社会福祉の充実と増進を目的としたものです。社会福祉法第4条では、地域社会を基盤とした住民による「地域福祉」の推進が明確に位置付けられ、第107条においては「地域福祉」の推進に関する事項を「地域福祉計画」として定める規定が設けられました。

豊岡市（以下「市」という。）においては、社会福祉法に基づき、平成18年度に「豊岡市地域福祉計画」を策定しました。この計画は平成19年度から平成28年度までの10年間を期間としたものです。豊岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）においても、平成25年度から平成28年度までの4年間を期間とした「第2次豊岡市地域福祉推進計画」を策定し、市とともに地域福祉を推進してきました。

また、市では人口が減少し、少子高齢化がすすむ中で、地区公民館の範囲で住民自治を行う「地域コミュニティ組織」が平成29年度から全地区で始動します。

そして、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の構築をすすめていく必要があります。すべての住民が主体的に地域づくりをすすめていくためにも、住民、関係団体、事業所、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、行政等のそれぞれの役割を明確化することが必要となってきています。

そこで、市、市社協、住民等それぞれの役割と協働のあり方を明確化するべく、行政計画である地域福祉計画と、具体的な地域福祉推進の実施計画である市社協の地域福祉推進計画を一体的に策定することとしました。

3 計画の性格と位置付け

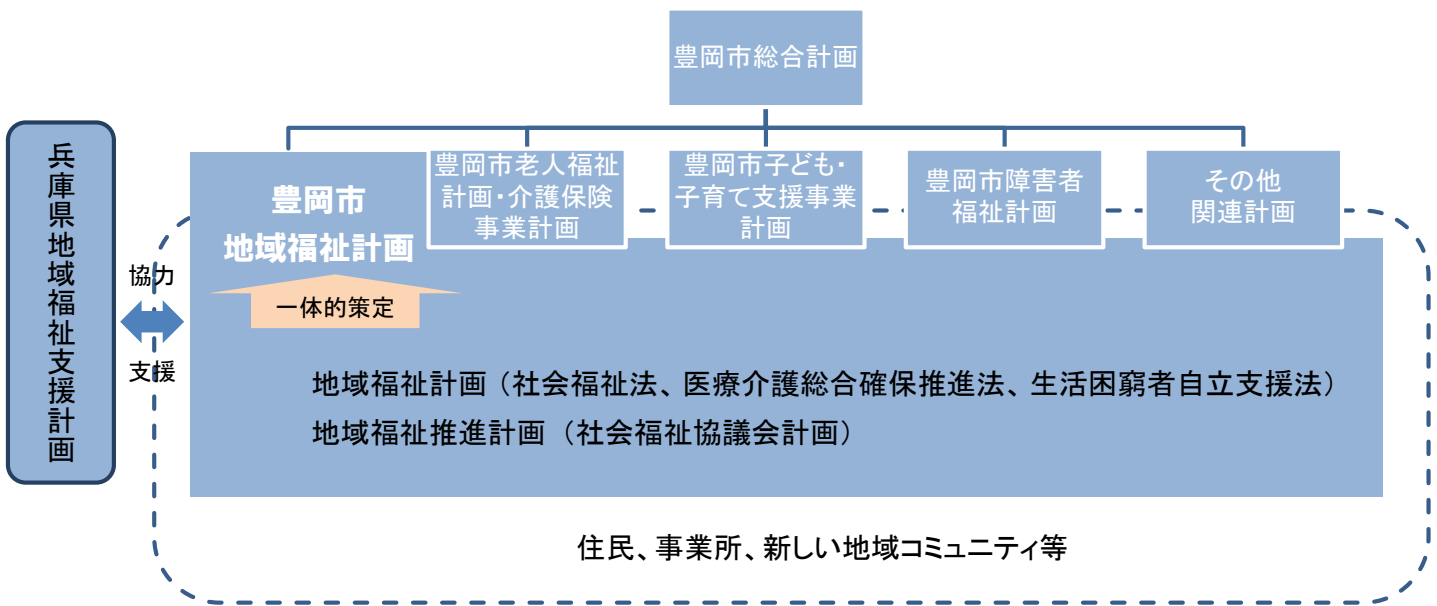
（1）計画の性格と位置付け

豊岡市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定める計画です。

また、本計画は、「豊岡市総合計画」を上位計画とし、「豊岡市障害者福祉計画」「豊岡市子ども・子育て支援事業計画」「豊岡市老人福祉計画・介護保険事業計画」等と整合させた福祉の基本計画とします。

豊岡市地域福祉計画は、現行の地域福祉計画と地域福祉推進計画の進行管理や市、市社協、関係機関等の取組み状況から見える地域課題を整理や分析するとともに、市がすすめる「新しい地域コミュニティ」も含めた新たな地域支援や地域活動の展開を想定しています。

豊岡市地域福祉計画の概念図



(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間となります。

4 計画の策定体制

(1) 地域福祉に関する現状・課題の把握

①アンケート調査の実施

地域福祉にかかわる住民の実態や意向を調査し、計画に反映しました。対象者は、住民基本台帳より、旧市町ごとの人口比に配慮しながら 2,000 人を無作為抽出し、989 人から回答を得て、回収率は 49.5%となりました。

②グループインタビューの実施

住民の福祉ニーズ等を計画に反映させるため、地域コミュニティ組織、民生委員児童委員等、計 10 団体に対してグループインタビューを実施しました。

(2) 策定委員会における検討

①豊岡市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、18 名による「豊岡市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画についての審議を行いました。委員は、地域団体の代表者、福祉や保健・医療の関係者、学識経験者、公募委員、行政職員で構成されています。

②庁内体制

市関係各課及び市社協で構成する「豊岡市地域福祉計画作業部会」により、地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、豊岡市地域福祉計画策定委員会に提案しました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、市の政策を定める際、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見や提案を原案に活かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。本計画では、平成29年1月（1月6日から1月19日まで）にパブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進主体と役割

地域福祉を推進していくためには、住民、関係団体、事業所、市社協、市等が協働しながらすすめていくことが重要です。

本計画では、それぞれの施策ごとに、①住民等の役割、②市社協の役割、③市の役割として、施策展開のための役割を定めています。

なお、地域コミュニティ組織については、住民、市社協、市のさまざまな活動、施策の取組みの中で関わりあうことが想定されていますが、それぞれの施策での地域コミュニティ組織の役割は定めていません。

